

親任官任命(一)

内閣人 第七一號

起案

令和四年五月十九日

決定	令和四年五月二十日
上奏	令和年月日
裁可	令和年月日
年	月

施行	令和年月日
公布	令和年月日
日	月

内閣總理大臣

久

内閣官房長官

越

内閣總務官

密

松

日

密



内閣總務官  
密

松

日

金子(恭)國務大臣

後藤國務大臣

岸國務大臣

牧島國務大臣

古川國務大臣

萩生田國務大臣

小林國務大臣

松野國務大臣

林國務大臣

西銘國務大臣

野口國務大臣

山際國務大臣

鈴木國務大臣

齊藤國務大臣

二之湯國務大臣

若宮國務大臣

末松國務大臣

山口國務大臣

五味國務大臣

吉田國務大臣

最高裁判所長官大谷直人は裁判所法第五十条の規定により六月二十二日定年退官となりますので、

その後任として、内閣は最高裁判所判事戸倉三郎を最高裁判所長官に指名し、左のとおり

閣議決定の上上奏いたしたい。

最高裁判所判事 戸倉三郎

最高裁判所長官に任命する

裁判所		本籍	現住所	出生地	年号月日	出生の年月日	氏名
項	序	名	旧氏名				
1丁							
六二	四	とくらさぶろう					
六〇	四	昭和二十九年八月十一日					
五九	四	戸倉三郎					
五七	四	出生の年月日					
五五	三	昭和二十九年八月十一日					
五四	一〇	戸倉三郎					
五四	一〇	司法試験第二次試験合格					
五三	二八	司法試験管理委員会					
五二	一	司法修習生を命ずる					
五一	一	最高裁判所					
五一	一	司法修習終了					
五〇	一	最高裁判所					
四九	一	内閣					
四八	一	内閣					
四七	一	大阪地方裁判所判事補に任命する					
四六	一	最高裁判所					
四五	一	札幌地方裁判所判事補に補する					
四五	一	最高裁判所					
四三	一	東京地方裁判所判事補に補する					
四二	一	最高裁判所					

2丁		裁判所		年号	月日	事	項	序名
リ	七	昭和六二	四	一三	判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行わしむる者に指名する	東京簡易裁判所判事に補する	最高裁判所	戸倉三郎
リ	一	平成三	四	八	最高裁判所事務総局民事局付を免じ	最高裁判所事務総局人事局付を命ぜる	法務省	
リ	四	平成四	四	一一	最高裁判所事務総局人事局付を免ずる	最高裁判所事務総局人事局付を命ぜる	最高裁判所	
リ	一	平成七年度司法試験(第二次試験) 考査委員に任命	四	一二	裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事補につき任期終了	同時に兼官たる簡易裁判所判事退官となる	内閣	戸倉三郎
リ	六	東京地方裁判所判事に補する	四	一三	判事に任命する	最高裁判所		
リ	一	司法研修所教官に充てる	四	一	司法研修所教官に充てる	最高裁判所		

3丁		裁判所		年号月日	事	頃	名	戸倉三郎
平成八	一	平成八	一	任期は平成七年十二月三十一日までとする	平成八年度司法試験（第二次試験） 考査委員に任命する	法務省		
九	一	九	一	任期は平成八年十二月三十一日までとする	平成九年度司法試験（第二次試験） 考査委員に任命する			
一〇	一	一〇	一	任期は平成九年十二月三十一日までとする	平成十年度司法試験（第二次試験） 考査委員に任命する			
一一	三	一一	三	任期は平成十年十二月三十一日までとする	平成十年度司法試験（第二次試験） 考査委員に任命する			
一一	五	一一	五	任期は平成十年十二月三十一日までとする	平成十年度司法試験（第二次試験） 考査委員に任命する			
一一	八	一一	八	任期は平成十一年十二月三十一日までとする	平成十一年度司法試験（第二次試験） 考査委員に任命する			
	る			広島地方裁判所判事に補する	最高裁判所			
				司法研修所教官に充てることを解く				
				平成十年度司法試験（第二次試験） 考査委員を免ず				
				法務省				

4丁		裁判所		年号	月日	事	項	序	名
				平成一一	八	一部の事務を総括するものに指名する			最高裁判所
		II	一一	一	一部の事務を総括するものに指名する				
		II	一四	四	一	広島高等裁判所判事に補する			
		II	一六	二〇	二	広島高等裁判所事務局長を命ずる			
		II	一八	八	一	広島高等裁判所判事に補する	内閣		
		II	一一〇	四	一	東京地方裁判所判事に補する			
		II	一一〇	四	一	最高裁判所事務総局人事局参事官を命ずる	最高裁判所		
		II	一一〇	四	一	最高裁判所事務総局人事局参事官を免じ			
		II	一一〇	四	一	最高裁判所事務総局審議官を命ずる			
		II	一一〇	四	一	最高裁判所事務総局審議官を免ずる			
		II	一一〇	四	一	部の事務を総括する者に指名する			

裁 判 所		年 号	月	日	事	項	序	名
平成二一	一一一	一	一	一	一部の事務を総括する者に指名する			最高裁判所
リ	四	二七	二七	二七	部の事務を総括する者の指名を解く			
リ	八	二八	二八	二八	最高裁判所事務総局総務局長を命ずる	リ		
リ	二三	二八	二八	二八	法制審議会幹事に任命する	法務省		
リ	二四	四	一二	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了		リ		
リ	二五	八	二八	判事に任命する	内閣			
リ	二六	八	二八	東京地方裁判所判事に補する				
リ	二七	九	二〇	最高裁判所事務総局総務局長を命ずる	最高裁判所			
リ	二八	二〇	二〇	法制審議会幹事に任命する	法務省			
リ	二九	一一	一一	最高裁判所事務総局総務局長を免ずる				
リ	二九	一〇	一〇	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所			
リ	二九	一〇	一〇	法制審議会幹事を免ずる	法務省			
リ	二九	一一	一一	さいたま地方裁判所判事に補する				
リ	二九	一一	一一	さいたま地方裁判所長を命ずる	最高裁判所			

戸 倉 三 郎

5丁

裁判所	年号月日事	項	名
最高裁判所	二六 七月一八 最高裁判所事務総長に任命する	最高裁判所	戸倉三郎
最高裁判所	三〇 檢察官・公証人特別任用等審査会委員に任命する	最高裁判所	
東京高等裁判所	二八 四月七日 檢察官特別任用分科会に所属させる	内閣	
最高裁判所	二九 五月二十四日 東京高等裁判所長官に任命する	最高裁判所	
法務省	二九 五月二十四日 法制審議会委員に任命する	内閣	
法務省	二九 五月三十一日 最高裁判所判事に任命する	内閣	
法務省	二九 五月二〇日 法制審議会委員を免ずる	内閣	
法務省	二九 五月二〇日 檢察官適格審査会予備委員に任命する	内閣	
法務省	令和元年一〇月二〇日 檢察官適格審査会予備委員を免ずる	内閣	
法務省	令和元年一〇月二〇日 檢察官適格審査会委員に任命する	内閣	
法務省	令和元年一〇月二〇日 檢察官適格審査会委員に任命する	内閣	